

## 「球磨村」が実施している「こども医療費助成事業」の 新規受託について(お知らせ)

- 1 球磨村子ども医療費助成事業の公費負担者番号  
「80.43.124.0」
  
- 2 医療費助成事業の対象者  
満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者  
ただし、「医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外（償還払い）とする  
また、入院も対象外（償還払い）とする
  
- 3 自己負担額  
なし
  
- 4 対象医療機関等  
熊本県内の保険医療機関等
  
- 5 助成事業の受託開始時期  
令和5年10月診療分から
  
- 6 その他
  - (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
  - (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。